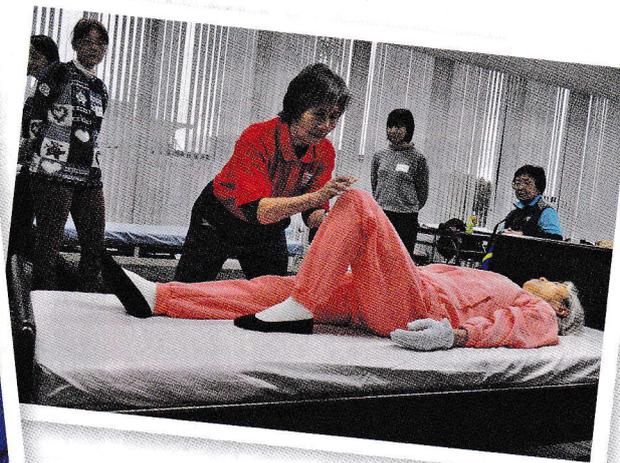


災害からいのちを守る赤十字

「苦しんでいる人を救いたい」

その思いを実現するため、様々な人道的活動に取り組んでいます



ハートラちゃん

赤十字の人道的活動は
皆様からお寄せいただく
活動資金によって
支えられています

活動資金への
ご協力をお願いします

5月・6月は赤十字運動月間



あなたが支える赤十字活

活動内容の紹介

災害救護事業

災害時にいち早く救護班を派遣し
救護活動を行います。

「災害からいのちを守る赤十字」として、災害時に迅速な救護活動が展開できるよう、医療救護班を常備するとともに、救援物資の備蓄や救護資機材の整備を行っています。また、地域住民への防災・減災活動の普及にも取り組んでいます。



健康・安全講習

健康や安全のための知識や
技術の普及に努めています。

日常生活や災害時に役立つ救命・応急手当や高齢者の健康生活支援、子どもの事故防止などに必要な知識と技術などを普及するため、救急法等講習会を開催しています。



赤十字ボランティア

防災訓練協力や献血の呼びかけ
多岐にわたる活動を行っています。

赤十字の活動は、県内約8,000人のボランティアによって支えられています。より良い地域社会の実現を目指して、地域に根ざした奉仕活動を行っています。

青少年赤十字

子どもたちの未来のために「生き

未来を担う青少年が、日常生活のなかで自主性や思いやりの心を育みながら、仲間を大切にしたり、お互いに助け合って生きることの大切さを学びます。

国際活動

世界各地の紛争や自然災害の
被災者支援などを行っています。

世界192か国に広がるネットワークを活かし、紛争や自然災害、病気などで苦しむ世界各地の人びとへ救援物資を届けたり、復興支援を行っています。

赤十字の活動は、国や県などからの公的資金によらずに、皆様からお寄せいただく活動資金によって支えられています。

日本赤十字社千葉県支部では毎年5月・6月を赤十字運動月間として、一世帯あたり500円以上を目安としたご協力により、継続的な支援をお願いしています。

なお、年2,000円以上のご協力をいただける方には、赤十字事業をよりご理解いただけるよう、広報誌などをお送りいたします。

みなさまの
ご協力を
おねがいします

「苦しんでいる人を救いたい」

日本赤十字社は、「苦しんでいる人を救いたい」という思いを結集し、人のいのちと健康、尊厳を守ることを使命として、世界192か国に組織された赤十字・赤新月社と連携し、国内外において様々な人道的活動を展開しています。

予算と資金用途

収入(千円)
総額 755,318

支出(千円)
総額 755,318

令和2年度に皆様からお寄せいただく資金でつぎの活動を行います

ご協力をお願いする資金
620,000千円

620,000

135,318

■ご協力をお願いする資金
■雑収入等(補装具製作収入ほか)

161,249

41,118

57,152

75,190

93,346

30,521

29,516

106,753

82,500

74,462

- 災害救護体制の充実・強化
- 健康・安全のための知識と技術の普及
- 国際活動の充実
- 義肢製作所の運営
- 地域における赤十字活動
- 管理業務
- 赤十字奉仕団による活動
- 青少年赤十字の活動
- 赤十字精神と社旨の普及
- 全国的な赤十字事業、活動
- 各事業共通管理運営

など



る力」を育みます。



あなたのご協力のできること

皆様からお寄せいただく活動資金は様々な活動に活用します。

被災地へ迅速に駆けつけるための装備へ



災害救援車両
1,100万円

避難生活を余儀なくされた被災者の支援へ

緊急セット
1セット3千円



毛布
1枚2千円

災害用移動炊飯器
1基30万円



ひとりでも多くの命を救うための技術の普及へ



心肺蘇生練習用的人形
1体2万円



講習用AED
1台7万円



税制上の優遇措置のご案内

赤十字活動資金にご協力をいただくと、次の税制上の優遇措置を受けられます。

個人に対する税制上の優遇措置

優遇区分	措置の内容等
所得税 (所得控除)	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
相続税 (非課税)	相続により取得した財産(全部または一部)を寄付した場合、寄付した相続財産の価格が相続財産から除外されます。

法人に対する税制上の優遇措置

優遇区分	措置の内容等
法人税	通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。

表彰制度のご案内

日本赤十字社の表彰

金色有功章

累計50万円以上のご寄付をいただいた場合



有功章記



有功章



法人・団体(桶式)



略章

銀色有功章

累計20万円以上のご寄付をいただいた場合



有功章(桶式)



略章

社長感謝状

金色有功章を受章後、累計50万円以上のご寄付をいただいた場合



感謝状

国からの表彰

厚生労働大臣感謝状

年度内に一時または累計額が個人は100万円以上500万円未満、法人・団体は300万円以上1,000万円未満のご寄付をいただいた場合、授与申請いたします。



感謝状

紺綬褒章

天皇陛下からの褒状となります。

個人は500万円以上、法人・団体は1,000万円以上のご寄付をいただいた場合、授与申請いたします。

※分納によるご寄付も対象になります。



褒章



略綬



褒章

活動資金へのご協力方法

インターネットで



クレジットカードでの月々の継続寄付などをお選びいただくことが可能です。

お近くの窓口で



千葉県支部または市区役所、町村役場の窓口で受け付けています。

あなたの「救いたい」思いを赤十字に

遺贈・相続財産、お香典返しによる寄付

亡くなられたあとの財産や故人の遺産を社会のために役立ててほしいといった尊い遺志に応えるために、遺贈や相続財産、お香典返しによる寄付を承っております。

日本赤十字社の活動資金について

- 赤十字活動資金へのご協力は、一人ひとりの自由意思でお願いするもので、強制ではございません。
- 赤十字活動資金へのご協力は、上記のほか、自治会、町内会等を通じてお願いしています。
- 年2,000円以上のご協力をいただける方には、支援者として登録させていただき、赤十字事業を掲載した広報紙などをお送りいたします。

1世帯あたり
500円を目安に
ご協力をお願いします

